福祉保健委員会
令和7年11月27日

資料　1

新旧対照表（抄）

○　中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成二十六年十月中央区条例第二十一号）（第一条関係）

新	旧
（虐待等の禁止） 第二十五条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第二十五条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

新旧対照表（抄）

○　中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月中央区条例第二十三号）　（第二条関係）

新	旧
（虐待等の禁止） 第十二条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第十二条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

新旧対照表（抄）

○　中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月中央区条例第二十四号）（第三条関係）

新	旧
（虐待等の禁止） 第十二条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第十二条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

新旧対照表（抄）

○　中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年十月中央区条例第四十三号）　（第四条関係）

新	旧
（虐待等の防止） 第十三条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の防止） 第十三条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

新旧対照表

○　中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年　月　中央区条例第　　号）（附則）

新	旧
附　則 この条例は、公布の日から施行する。	